

白山市松任学習センター
コンサートホール・ライブシアター利用
新型コロナウイルス対策使用基準ガイドライン

令和2年10月1日改訂

令和2年8月13日

利用者各位

白山市松任学習センタープララ

このガイドラインは政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえて発行した、学習センター新型コロナウイルス感染予防対策要領【R2.6.19版】令和2年9月14日付け文化政策課長事務連絡の11月末までの催物の開催制限等について地域の状況を考慮し、ホールで行われる利用について、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものである。

なお、本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとし、許可条件に付した事項を遵守するよう指導する。

【参考】

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200806>

〈劇場、演劇場〉

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版」
（公益社団法人全国公立文化施設協会）https://www.zenkoubun.jp/covid_19/

「11月末までの催物の開催制限等について」

令和2年9月14日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

新型コロナウイルス対策使用基準ガイドライン

1 感染防止のための基本的な考え方

市及び指定管理者、主催者は、会館の特性や公演等の規模や仕様を十分に踏まえ、演者及び公演等の開催に携わるスタッフへの新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる対策を講じる。

特にホールにおいては、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なこと、また、公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて具体的な対策を講じる。

対策は、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という、3つの条件（「三つの密」いわゆる三密）を避けることを基本とする。

2 施設のリスク対策の基本

(1) 接触感染の防止

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所の接触頻度を減少させるとともに、お互いに分担しなから使用後の消毒を行う。

<主催者側へのお願い>

ホールで使用した備品等は舞台係員の指示に従い消毒すること。（ピアノを除く）

※平台の設置、撤去には滑り止め付きの軍手を利用者で持参すること。

（消毒用備品は会館側が支給しますが、不足分は主催者側でお願いします。）

(2) 飛沫感染の防止

ホールの換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声が頻発する場所の状況を把握し策を講じる。

[会館備品の大型扇風機による換気]

(3) 集客施設としての対策

公演の開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等これまでの来場実績等を鑑み対策を講じる。

(4) 地域における感染状況の把握

地域の生活圏において、感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響施設管理への影響を想定し、使用基準を変更しながら対策を講じる。

3 施設内の各所の使用に際しての対応策

(1) 館内全体

ア 施設内の不特定多数が触れやすい場所は常時清掃を行う。

手摺り（主催者側）

エレベーター、多目的トイレのボタン等（会館側）

イ 施設内の換気について十分な対応を行う。

ウ 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置する。（消毒液は会館が支給）

エ 来館者は近接した距離での会話を行わないことを指導。（主催者側）

オ 施設内では原則マスク着用を義務化する。

カ 接触回避のため、物の手渡し等を極力避けること。

キ 利用中に対策が行われているかどうかスタッフが確認に伺う場合があるので、ご協力をお願いします。

(2) コンサートホール・ライブシアター

ア コンサートホールの座席使用率は50%以内とする。通常席 344 席 身障者席 12 席の内 178 席までとする。ライブシアター通常席 104 席の内 52 席までとする。（令和 2 年 7 月 3 1 日現在）※但し、出演者の人数を除く

定員を超えての使用が確認された場合は、公演の途中においても中止を命ずることがある。その際、損害に係る営業補償等は一切いたしません。

※白山市文化会館条例第 6 条第 1 項第 3 号及び同条第 7 条第 1 項第 1 号に基づく。

イ コンサートホール・ライブシアターの客席部については、空調設備により常時換気が行われてはいるが、適切な換気として 90 分以上の公演に際しては 10 分以上のドアの開放による休憩時間を設けることを強く推奨する。

ウ コンサートホールの座席については、原則会館が指定した前後左右を空けた市松模様状とするが、同一グループ(5人いないに限る)内では座席間隔を設けなくとも良い。この場合、主催者において座席制限の措置を使用に変更する必要がある場合は、会館の了承を得ることとする。※一事業内で座席の変更使用は出来ないこととする。

使用後は、主催者において現状回復することとする。

ライブシアターは主催者にて座席の配置を行うが、一定の距離(1m 以上)を確保

する。家族以外が密になることを避けることとし連続して座れる席は5席までとする。(会館が作成した座席表のモデルケースを参考にする) ※一事業内で座席の変更使用は出来ないこととする。

- エ 親子席の利用は不可。
- オ 一度使用した座席は消毒を終えるまで使用は認めない。
- カ 使用した機材や備品、用具(椅子・机・演台等)の消毒は、主催者において行い、その他の備品は会館において行う。
- キ 使用した客席は主催者において背もたれ(布地部分は除く)、肘かけを消毒すること(主催者側)
- ク 場内における会話は控えていただくよう周知する。
- ケ 大きな声での声援、スタンディングによる応援行為は禁止する。(主催者側)
- コ 公演中、来場者同士の接触は控える。
- サ 休憩時や終演後、ホール・ライブシアター内から退場の際は、密にならないよう係員(主催者側)が、誘導すること。

(2) -2 公演にあたって

- ア 公演の運営に必要な最小限度の人数とすること。
- イ 検温及び密集状態を発生させないよう指導する係員を適所に配置すること。
- ウ 出演者と客席最前列の距離は2m以上の間隔があることを厳守すること。
※最前列は使わない。
- エ 舞台袖は特に密にならないよう、会館専属の舞台管理者の指示に従うこと。
- オ 来場者と接触するような演出は厳に避けること。
- カ 入り待ち。出待ちは認めない
- キ 公演に際しての演者の客席への出演は認めない。
- ク 管楽器で生ずる水滴などは、ウォーターシート等で吸い取るなど適切な処置を施してください。

(2) -3 楽屋

- ア 楽屋定員(楽屋① 3名、楽屋② 6名 楽屋③ 3名 楽屋④ 5名)を守る
こととし、楽屋交代がある場合は椅子・消毒。ドアノブを消毒して交替すること
- イ 狭小な楽屋での飛沫を防ぐため、発声練習、飛沫の飛ぶ恐れのある管楽器等の楽器での練習を禁止する。
- ウ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用し、ごみ持ち帰ること。
会館の食器の貸出は出来ない。電気ポットのみの貸出をする。

(3) ホワイエ

- ア 対面での飲食、会話等を回避するよう周知する。主催者において換気する。
- イ 公演等の前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。指定席の場合は列ごとの入場や行ごとの入場を行う。
- ウ 並ぶ必要がある場合人と人との距離を最低 1m（できるだけ 2m を目安に）確保することとし、誘導員をつけること（主催者側）
- エ 受付等で使用したテーブル、椅子等の物品の消毒を行う。（主催者側）
- オ 物販は原則認めない
- カ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛ける。
※受付横のテーブルに置く分は受け付ける。

(3) -1 受付等（受付を行う場合）

- ア アクリル板や透明ビニールカーテンにより受付者と来場者との接触を遮蔽し、飛沫感染を予防する。アクリル板 2 枚用意する（会館側）
- イ 受付者の安全確保のためフェイスシールドの着用を推奨する。（フェイスシールドは主催者側で準備すること）
- ウ 受付前の待機場所は主催において密とならないよう誘導し、整列する場合は概ね 1 m 以上の間隔を置くこととする。
- エ すべての来場者に検温を行うこととする。（主催者側）
発熱が認められる場合は、再度別の体温計で検温し、37.5 度以上の体温がある場合は入館を認めない。（自宅で検温した体温は認められない。）
※自宅で検温した体温は認められない。
また、37.5 度未満であっても、咳のどの痛み等の症状や倦怠感があるなど体調がすぐれない方、新型コロナウイルス感染症陽性者とされた人との濃厚接触の疑いがある方はホール内の入館を認めない。（主催者側・会館側）
- オ すべての来場者の氏名・緊急連絡先リストを主催者において把握し、2 週間は主催者保管すること。
（用紙は規定様式又は任意様式のどちらかを提出する。）
代表者（会場責任者）の氏名及び連絡先については会館に報告すること。
※来場者リストの管理
来場者に対し、氏名、緊急連絡先等を会館規定のものまたは、任意の帳票に記入いただき、投函箱に入れていただくなどにより、主催者は来場者リストの管理（氏名、緊急連絡先等）を必ず行うこと。
- カ 来場者情報については、新型コロナウイルスの感染者がでた場合は、保健所への情報提供をする旨の了承をとること（主催者側）
- キ チケットがある場合は、チケットの裏に氏名・連絡先を記入し、入場時、箱に入

れてもらう。(もぎりはしない。)

ク パンフレットは直接手渡しせずにおいてあるものを任意に来場者がとっていく。

(4) トイレ

ア 不特定多数が接触する場所であるので(便座、床、ドアノブなど)は、清掃・消毒を行う。(会館側)

イ トイレの混雑が予想される場合は、間隔を空けての整列を促すようにする。

できるだけ間隔(最低1 m)を空けて(足形がある場合は足形に準ずる)整列するよう誘導し、休憩時間を長くすることも視野に入れる。(主催者側)

4 保健所との関係

使用中、使用後において利用者からコロナウイルス感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに所轄の保健所との連絡体制により情報提供を行う。

5 ガイドラインの変更

このガイドラインは、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、逐次改訂を行います。その直近のガイドラインを遵守することとする。

上記事項について内容を確認した。

令和 年 月 日

確認者(サイン)